

(別紙1)「SAGA BAR」の登録商標に関する使用許諾管理要綱 第2条

(1) 標章



(2) 登録商標の効力が及ぶ範囲

商品及び役務の区分	指定商品又は指定役務
第35類	飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第43類	飲食物の提供、宿泊施設の提供

(注) 商品及び役務の区分は、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号）第6条の別表による。